

事業の目的	指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、ユニット型指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切なユニット型指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。	
運営方針	<p>① 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が継続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう支援を行う。</p> <p>② 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めることとする。</p> <p>③ 地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めることとする。</p> <p>④ 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p>	
従業者の勤務体制	施設長1名、次長1名、事務長1名、事務長補佐1名、生活相談員1名以上、介護支援専門員1名以上、事務職員2名以上、看護職員3名以上(常勤換算)、機能訓練指導員1名以上、医師1名以上、介護職員15名以上、管理栄養士2名以上、調理員5名以上、洗濯員1名、環境整備職員1名以上、管理宿直員2名以上	
入所定員	40名〔居室定員〕4ユニット個室(40室)・・・①新館ユニット定員9名 ②本館ユニット定員11名 ③別館ユニット定員10名 ④別館ユニット定員10名	
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食 事 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30 ・入 浴 週に2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。入浴日以外は、清拭を行います。 ・介 護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。食事等の介護、着替え、排泄、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等。 ・機能訓練 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて実施します。 ・生活相談 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。 ・健康管理 当施設では、年1回、利用者の健康診断を行います。また、週1回、嘱託医による回診を行います。 ・療養食提供 疾病治療として医師の発行する食餌箋に基づき、入所者の年齢、心身の状況によって、適切な栄養量及び内容を有する療養食の提供を行います。 ・栄養管理 管理栄養士を中心として、適切な栄養改善サービスを実施します。 ・看取り介護 入所者及び家族の意向に沿って、尊厳のある生を全うできるよう精神的・身体的な支援を行い、安らかな旅立ちへの支援を行います。 ・科学的介護 科学的介護情報システム(LIFE・ライフ)へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを行います。 ・行政手続代行 行政手続の代行を施設にて受け付めます。ご希望の際には職員にお申し出下さい。ただし、手続きにかかわる経費はその都度お支払い頂きます。 ・所持品の保管 入所の際には必要最小限の物をご準備下さい。(居室内のスペースに置くことができるもの) ・レクリエーション 当施設では、レクリエーション・クラブ活動を実施しております。また、毎月入所者の誕生会を開催しております。 	
利用料	〔法定代理受領分〕 介護報酬の告示上の額の1割または2割か3割(介護保険負担割合証 記載割合)	
その他の費用	<p>※病院受診された場合は、自己負担</p> <p>①居住費(1日あたり、ただし負担限度額認定を受けている方は、認定証の記載額) ・ユニット個室2,066円</p> <p>②食費 1日 1,445円(負担限度額認定を受けている方は、認定証の記載額)</p> <p>③入所者の選定により、特別なサービスを提供した場合・・・実費 ⑤特別な食事の提供に要する費用・・・実費</p> <p>④レクリエーション、クラブ活動等の材料費・・・実費 ⑥理美容・・・実費</p> <p>⑦入院・外泊時に当該利用者のため居室を確保する費用(外泊時加算の対象期間(6日)以降について) 個室・・・1日 2,066円(認定者は認定証に記載された1日あたりの料金)</p>	
その他	〔協力病医院等〕 長与病院・長崎百合野病院・おくむら歯科医院・はつみ歯科医院・ひがし歯科医院	第三者評価受審の有無・・・無
施設利用にあたっての留意事項	<p>当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。</p> <p>①来荘される場合、必ず1階面会記録所の面会簿にご記入ください。 ②生鮮食品及び危険物の持ち込みは禁止します。 ③風邪や下痢等、感染症の病気の症状のある方はご遠慮下さい。</p> <p>〈差し入れ・贈り物等〉ご利用者様への飲食物、医薬品等を差し入れされる際は、必ず事前にお申し出ください。 〈外出、外泊〉所定の用紙に事前にて記入願います。</p> <p>〈設備、器具の利用〉ご使用前に、必ず職員にお申しつけ願います。 〈飲酒〉飲酒はご遠慮願います。 〈喫煙〉施設敷地内・施設全館禁煙となっています。</p> <p>〈所持品の持込み〉持込みの際には、必ず事前に職員にお申しつけください。 〈物品販売〉当施設内での物品販売は一切ご遠慮願います。</p> <p>〈宗教活動等及び勧誘等〉ご利用者様の方の宗教は、一切不問です。但し、施設内での宗教活動、政治活動及び勧誘等はご遠慮願います。 〈ペット〉ペット類の持込みはご遠慮願います。</p>	
緊急時等における対応	<p>身体の状態の急激な変化等で緊急に従業者の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で従業者の対応を求めることができます。</p> <p>入所者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。</p> <p>入所者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとします。</p>	
非常災害対策	<p>当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、救出その他必要な防災訓練を実施いたします。</p> <p>防災訓練とは別に自然災害を想定した自然災害避難訓練も年1回実施いたします。事業所の火災通報装置は煙感知器により作動し、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。</p>	
虐待防止に関する事項	<p>施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じています。</p> <p>①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。②その結果について従業者に周知徹底を図る。③虐待防止のための指針の整備。④虐待を防止するための定期的な研修の実施。⑤措置を適切に実施するための担当者の選任。⑥施設はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを時津町に通報するものとします。</p>	
身体拘束	<p>施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。</p>	
苦情対応	<p>入所者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができます。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入所者またはその家族に報告します。</p>	